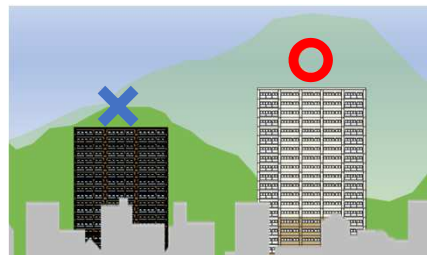


落ち着いた色彩は西山の緑を活かし、そのバランスの良さがまちなみの魅力となります。まちなみから突出する建築物は、周囲の景観へ与える影響が大きいため、そのバランスについて、特に配慮が必要となります。



**対象建物**

高さ15mを超える建築物

長岡京市の低層を主としたまちなみから突出する建築物については、周囲の景観との調和に特に配慮します。

**対象区域**

西山・山麓景観区域、市街地景観区域、河川軸沿道軸①②、旧街道軸、景観重点地区

人の活動が多い市街地や河川、西山に近接する住宅地では、西山の眺めに特に配慮します。

① 色彩選定について

■ ベースカラーについて、西山景観保全色より選定する。

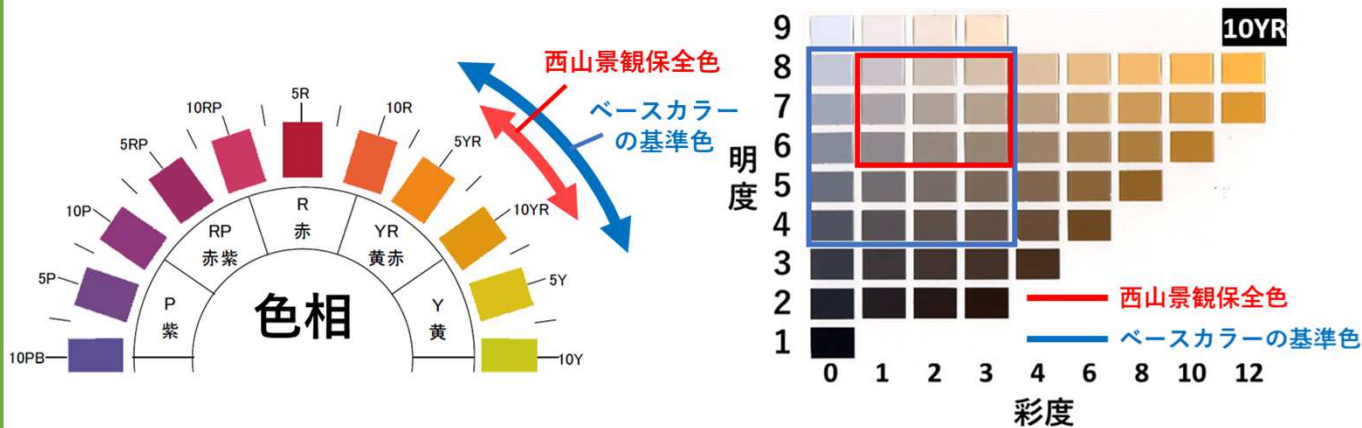
**西山景観保全色**

| 使用する色相        | 明度    | 彩度    |
|---------------|-------|-------|
| 5 Y R ~ 2.5 Y | 6 ~ 8 | 1 ~ 3 |
| N系は使用しない      |       |       |

**ベースカラーの基準色**

| 使用する色相             | 明度    | 彩度   |
|--------------------|-------|------|
| 2.5 Y R ~ 5 Y      | 4 ~ 8 | 3 以下 |
| N系については、明度4 ~ 8とする |       |      |

なお、長大な壁面に対して色彩による分節化を行う場合は、選定した西山景観保全色との対比が強くなると認められる範囲でベースカラーの基準色を用いることもできます。（明度差を2以内とする等）



② 配色について

■ サブカラー及びアクセントカラーを高さ15mを超える部分に使用することはできません。

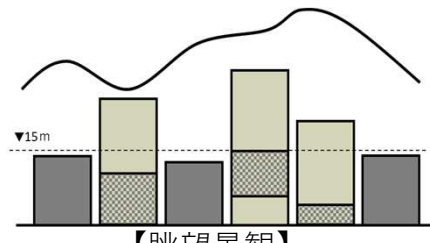
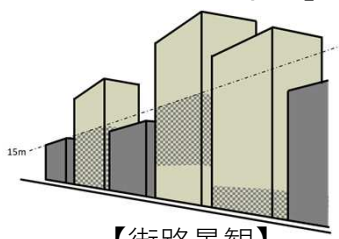
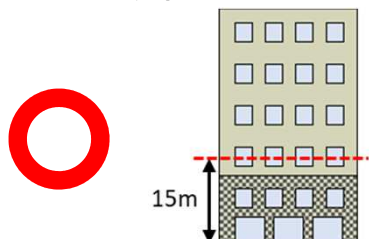
ただし、高さ15mを超える部分の見付のうち5%未満の面積に使用するサブカラーについてはこの限りではありません。

■ 軒天や内壁等の色彩は、西山景観保全色または隣接した壁面に準じた色彩とします。

## ■ サブカラー及びアクセントカラーを高さ15mを超える部分に使用することはできません。

建築物のデザイン性を高めたり、街のにぎわいを演出するために、サブカラーやアクセントカラーを用いることは効果的ですが、建築物の高層部に用いると、まち並みのなかで突出するだけでなく、良好な眺望景観や街路景観を損ねる恐れがあります。

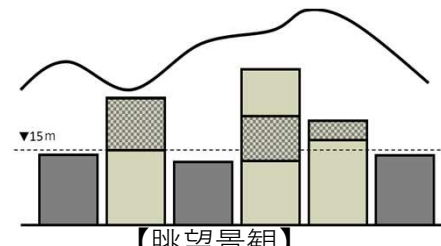
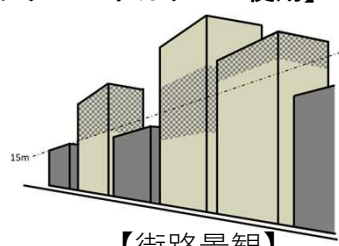
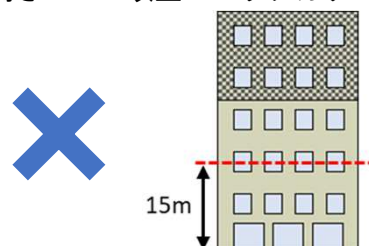
### 【高さ15m以下へのサブカラー、アクセントカラーの使用】



【街路景観】

【眺望景観】

### 【高さ15m以上へのサブカラー、アクセントカラーの使用】



【街路景観】

【眺望景観】

## ■ 軒天や内壁等の色彩は、西山景観保全色または隣接した壁面に準じた色彩とします。

バルコニーや外廊下の天井・内壁等の立面図では確認できない仕上げ面についても、歩行者から視認でき、大きな印象を与えることになるため、圧迫感を与えたり目立った色彩とならないよう配慮する必要があります。



## < 将来の景観イメージ（天神通り） >

